

茨城県学校長会専門委員会規程

(趣 旨)

第1条 茨城県学校長会会則第16条の規定に基づく専門委員会に関し、必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 専門委員会は、この会の目的を達成するため、おおむね次の事項について審議する。

- (1) 教育行財政・教職員の給与に関する事項
- (2) 教育上の諸問題の法的研究に関する事項
- (3) 教育問題の調査研究に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(委員長等)

第3条 専門委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職 務)

第4条 委員長は、専門委員会を代表し、会務に当たり、会長の承認を得て委員を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、評議員会又は常任評議員会の承認を得て、それぞれの会議に出席することができる。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(委 員)

第5条 専門委員会の委員は、それぞれ支部ごとに1名とする。

ただし、水戸支部は2名とする。

付 則

- この規程は、昭和52年4月1日から実施する。
- 平成18年5月10日総会で一部改正、平成18年4月1日より実施する。